

令和8年6月5日
【農林水産省】

【概要書】

森林・林業基本計画

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

森林・林業基本計画の変更について（概要）

1. 趣旨

森林・林業基本計画(以下「基本計画」という。)は、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第11条の規定に基づき、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に向け、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

このため、令和3年6月に閣議決定された現行の基本計画を変更するものである。

2. 内容

基本計画には、施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、森林及び林業に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めることとされており、その主な内容は、以下のとおりである。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現に向け、関係者が将来に希望を持って新たな取組に挑戦できるよう、民間活力の積極的な活用を図りつつ、施策を集中し、機動的な実施を図ることにより、森林・林業・木材産業の次の百年の礎を築いていく。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

森林所有者等による森林の整備・保全、林業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定する。また、成果指標を設定することにより、その検証等と施策の見直しを行うPDCAサイクルを実践する。

- ① 「森林の有する多面的機能の発揮」の目標については、5年後（令和12年）、10年後（令和17年）、20年後（令和27年）の目標とする森林の状態を提示する。
- ② 「林産物の供給及び利用」の目標については、10年後（令和17年）における総需要量を85百万 m^3 と見通し、国産材の供給量及び利用量の目標として42百万 m^3 を提示する。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
- 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策
- 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策
- 4 国有林野の管理及び経営に関する施策
- 5 その他横断的に推進すべき施策
- 6 団体に関する施策

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

森林や木材の環境貢献の見える化による民間活力の活用を促進する。